

### ● トピック・ニュース

---

#### 容器リサイクル：明確化へ向けた進展遅し

欧州司法裁判所の 2004 年 12 月の判決について、欧州委員会とドイツ政府が相反する主張を行っている。飲料の使い捨て容器に特別賦課金又は保証金を課そうとするドイツ政府の試みをめぐる争い(提案されている新しい要求事項のドイツ語名をとって、いわゆる Pfandpflicht 問題と呼ばれる案件)について、両当事者ともに自らの勝利を主張している。ドイツは、原案の修正を余儀なくされたことを認めつつも、使い捨て容器に保証金を課すという基本原則が裁判所により認められたことを強調している。他方、EU 当局は、ドイツの規制の原案は差別的であり、包装廃棄物リサイクルに関する EU 指令に反すると司法裁判所が裁定したことを強調している。ドイツが提案している修正が認められるか否かは依然として不明である。

同指令については、他に 3 つの分野で進展があった。

- 容器リサイクルが義務付けられる次の段階のために、6 つの規格が承認された。
- これらのより厳しいリサイクル要件の適用時期について、既 EU 加盟国については 2008 年から適用されるのに対し、新規加盟 10 ヶ国に対しては 2012 年以降への延期が認められた。
- 包装方法に関する義務的な報告について、定義と様式が包括的に更新された。

#### 建設資材：規制データの抜本的改善

石工製品に関する新たな 5 つの規格の承認と時期を同じくして、建設資材指令の運用面で必要とされていた実務データへのアクセスが大幅に改善された。

全ての承認されている製品規格・仕様、通知機関及び全てのガイダンス文書のリストが、それぞれインターネット上で公開されている。さらに重要な点として、規格・仕様の参照番号をクリックするだけで建設資材指令の下で義務化されている適合性評価を行う認定機関のリストへ進むことができるようになった。EU は現在、13 年間の失敗を経て、建設資材指令の適用を業界に強制しようと試みているが、今回の改善はその試みの一環として重要なものとなっている。

#### 電気製品：有害物質の使用禁止提案に関する新たな調査

EU は、電気製品に含まれる有害物質の使用制限に関する指令(ROHS 指令)からの適用除外が検討されている 11 項目について、その賛否両論を詳しく技術的に分析した報告書を発表した。同指令はその対象物質として重金属及び臭化難燃剤を含み、2006 年に施行が予定されている。報告書は、11 項目のうち鉛はんだ等 7 項目については、部分的又は完全な適用除外が正当化できるとしている。

この報告書の発表により、何を適用除外とすべきかに関する議論が白熱している。ROHS 指令の遵守には、多額の費用と設計変更が必要とされ、現行の形で ROHS 指令が適用された場合、コンピュータで 1%、携帯電話で 2%、それぞれ製造原価が上昇する可能性がある。議論は続いているが、許容上限を規定し当該値以下であれば使用を認めるという中間的措置については依然として進展がない。

## 玩具：安全指令の修正近づく

欧州員会は、玩具指令に関する新たな調査報告書を公表した。報告書では、指令の適用範囲の明確化、一定製品に対する認証の義務化等、変更の可能性のある事項について、その影響が評価されている。また、同報告書では、調査の結果、現在検討されている変更によって玩具の安全性が改善されると考える人は回答者のわずか 40%であり、残りの回答者は現行ルールにより効果的な運用が望ましいと考えているとして、変更案への反対意見があることを明らかにしている。

2005 年後半に予定されている更なる調査では、玩具に特有の化学物質リスクの問題が取り上げられる。その後、改正指令の条文案が、パブリックコメントを求めるために公表される予定である。

## 農薬：整合化への取り組みが加速化

- 1) 食品中の農薬残留制限についての世界的な整合化を目指した新たな規則について、最終的な条文が公表された。これにより、18 か月以内に、影響を受ける食品及び最大残留制限(MRL)の対象となる農薬についての全欧州的なリストが公表される。
- 2) 農薬中の微生物についての評価手続きの詳細が発表された。化学品は既にカバーされている。
- 3) 科学的評価の結果、さらに 5 つの農薬が禁止される。
- 4) 適用の対象となる産業界におけるコスト削減の手段としてデータの共有制度を導入するという提案、及び、農薬の使用を当初の承認とは対照的により厳しく規制しようとする提案について、パブリックコメントを求めるためにインターネット上で公開・協議が行われている。

---

## ● 最新情報

---

## 電磁両立性(EMC)

- 1) 予想されていたとおり、EU は、勧告という形で、電線を介して電気通信を行う電力線通信(PLC)を実質的に承認した。この技術は、その承認が昨年初めて提案されて以来賛否両論をよんでいる。この新たな勧告では、個々の設備の事前評価を行わずとも PLC を使用することが認められている。しかし、専門家の多くはこの動きに懐疑的であり、EMC 干渉を懸念している。
- 2) 昨年 12 月に公表された新たな EMC 指令に関して、そのガイドラインの草案がパブリックコメントを求めるために公表された。新指令が施行される 2007 年までに時間的余裕を持って確定版を完成させることを目指しているが、特に固定式設備の定義と取り扱いに関して不明確な点が多く、まだまだ多くの作業が必要である。
- 3) 現行 EMC 指令の下で新たに 9 つの規格が承認され、また、2005 年に廃止が予定されていた 1994 年版の IT 機器の電波障害特性に関する規格の承認が延長された。

## 無線機器・電気通信端末機器(R&TTE)

R&TTE 指令の下で、広帯域伝送システム、レーザー製品及び無線電話を含む、新しい 3 つの規格が承認された。

## 自動車

- 1) 2004 年指令の修正が発行され、自動車における EMC の要求事項が更新された。FM ラジオ機器の試験手続きについては実質的な変更が加えられた。
- 2) トラクター用ディーゼル・エンジンの排気ガスに対する要求事項が、昨年発表されたその他のカテゴリーのオフロード用移動機器と整合化される予定である。
- 3) 義務化されている四輪車用ディーゼル・エンジンの排ガス量測定方法が修正された。なお、当該変更は、排ガスに関する新たな仕様(EURO5)の導入とは無関係である。
- 4) 廃自動車指令の実施に関して、2 つの新たなガイダンス文書が公表された。これらの文書には、指令の各項についての解説、重金属の使用禁止についての追加的解説、及び報告についての手引きが記載されている。
- 5) 2006 年から 2010 年の間に段階的に施行される予定の、商用車輛におけるブラインド・スポット・ミラーの使用義務化について、その要求事項が更に拡充される予定である。
- 6) タイヤ・メーカーに対して暫定的に認められていた、タイヤについての自己適合宣言は、今年その暫定措置が終了予定であったが、無期限で延長されることとなった。

## 玩具

拡張性材料について公式に警告が出された。現行規格にある試験方法は、安全性に欠けると判断された。

## 民生用爆薬

民生用爆薬指令の下で、新たに 35 規格が承認された。これらの規格には、個々の部品に関するもの、及び分野横断的な性能規定に関するものが含まれている。

---

## ● 新規公式報告書及び関連発表

---

## 電気製品

EUは、安全性やEMC等の中核的指令に加えて、電気製品に適用される規則、指令等についての一元的かつ包括的なリストをインターネット上で初めて提供した。しかし、このリストは不完全で、強制的な規則と自主スキームの区別がされておらず、また、義務化されていることが多い関連規格へのリンクも提供されていない。

[http://europa.eu.int/comm/enterprise/electr\\_equipment/legislat.htm](http://europa.eu.int/comm/enterprise/electr_equipment/legislat.htm)